

団地街には、住民のための公園が造成されるが、造ること、造る位置もさることながら、その継続的な維持管理の重要性がより強調される。

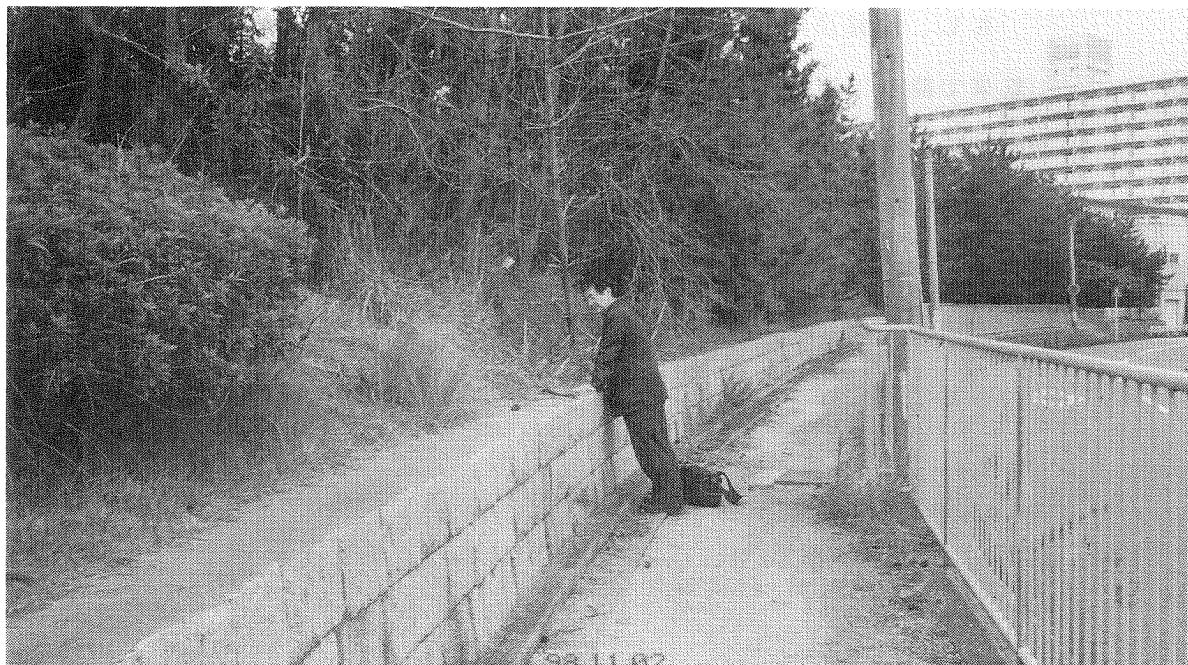


写真13 大人でも手をかけねばあがれない。また、頭上に伸しかかる様な藪、電信柱部分の歩道への張り出しにも注目。

エ. 歩道片側の崖の形成（回避行動の制限＝Point10）

先に述べた様に本歩道は、山（丘）を横に巻き上げ削る様にして造成され、全体としてなだらかな登り勾配状となっている。しかし、理由は不明であるが、この事件が発生した歩道区間部分だけ、勾配が急となり頂上を形成する様な状態になっている。

このため、歩道の設置された山（丘）の下方部に位置する市街地幹線道路と歩道は、一番高いところで1m以上の高低差を造ってしまっている。この高低差によって生じる通行人や自転車等の転落事故を防止するため、この事件発生現場の歩道区間だけ、鉄製の柵＝ガードレール（大人の胸丈）が設置されている。

こうした車道からの高さとガードレールは、この歩道を利用する通行人の行動を大きく制約する。

反対側の左側の藪の斜面に回避することはできない。しかし、反対側の幹線道路側に飛び降りて回避するには、車道まで高さがあり怖く、

飛び降りようとしてもガードレールがあって不可能な状態が生じる。

一度、この歩道部分に入ってしまったら、ひたすら通り過ぎるか引き返すしかなく、その他の行動は選択できない。

もし、加害少年が山（丘）の上方から下方の被害少女を目掛けて自転車で降りてきたのであったなら、自転車のスピードは弾みを付け、回避行動を選択し様もない少女に一気に突っ込み、極めて容易に凶行を実行し、容易に逃走を謀ることが出来たとみられる。



写真14 この高さでは、大人も飛び降りれない。

オ. 団地街での住棟の配置位置の無計画さ（視線監視性の劣性＝Point11）

事件現場となった歩道とは反対側の団地は、基本的にカーブする市街地幹線道路に沿いながら、同時に、団地住棟のプライバシーを確保するという、困難な条件を満たすため、必ずしも住棟の配置が並列的でなく、出入りの在る不整合な状態を形成し、その向きも勝手な方向を向いている感がある。そのため、住民の視線が必ずしも対峙的に向合うことがなく、定常的な安定した視線の注視に欠ける状況に在る（写真15）。

加えて、もし、住民が凶行を発見したとしても、歩道を超えて10mの幹線道を渡り、車道から歩道への崖をよじ登って犯行現場に辿り